

平成28年度 糸魚川市立田沢小学校いじめ防止基本方針

糸魚川市立田沢小学校
校長 松澤 隆

はじめに

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、この「糸魚川市立田沢小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（法第2条より）

② 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育をうける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、当校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のために対策を行う。

③ いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

④ 学校の責務

どんな状況にあってもいじめは絶対に認めず、いじめを受けた児童を全力で保護する。また、児童の人間関係に日ごろから目を向け、いじめに至るまでの行動の変化を的確に察知する感性を養うように努力する。

いじめはどの児童にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理念の形成を促していくことが必要である。そのため、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

(2) いじめ防止のための取組方針

- ① いじめの防止等に関する取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取り組みの見直しと改善を図る。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
- ⑤ 保護者・地域住民に、学校がいじめ防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と意識啓発を行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

- ア 学校の重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 教育活動全体を通して、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係形成能力を高める。
- ウ 道徳の時間を要として、体験活動との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。
- エ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。
- オ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

- いじめを早期に発見するため、在籍する児童に定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ・児童対象のいじめアンケート調査（5月末、10月末、2月）
 - ・児童対象の教育相談を通じた調査（6月、10月、2月）
 - ・保護者対象のアンケート調査（12月）

イ いじめ相談体制

- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーや市教育センター相談員と直接的な連携を図る。

ウ いじめ防止等の対策のための教職員の資質向上

- いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

① 設置の目的

- 法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うための組織（以下「組織」という。）として、「いじめ対策委員会」を設置する。

② 構成員

- 構成員は、校長、教頭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員とし、具体的ないじめに対処するときは関係児童の学級担任、場合によっては外部関係者を加える。

③ 役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・いじめの相談、通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る、情報の収集と記録の共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、事実確認、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携を取るなど組織的に対応するための中核となる。

④ 取組

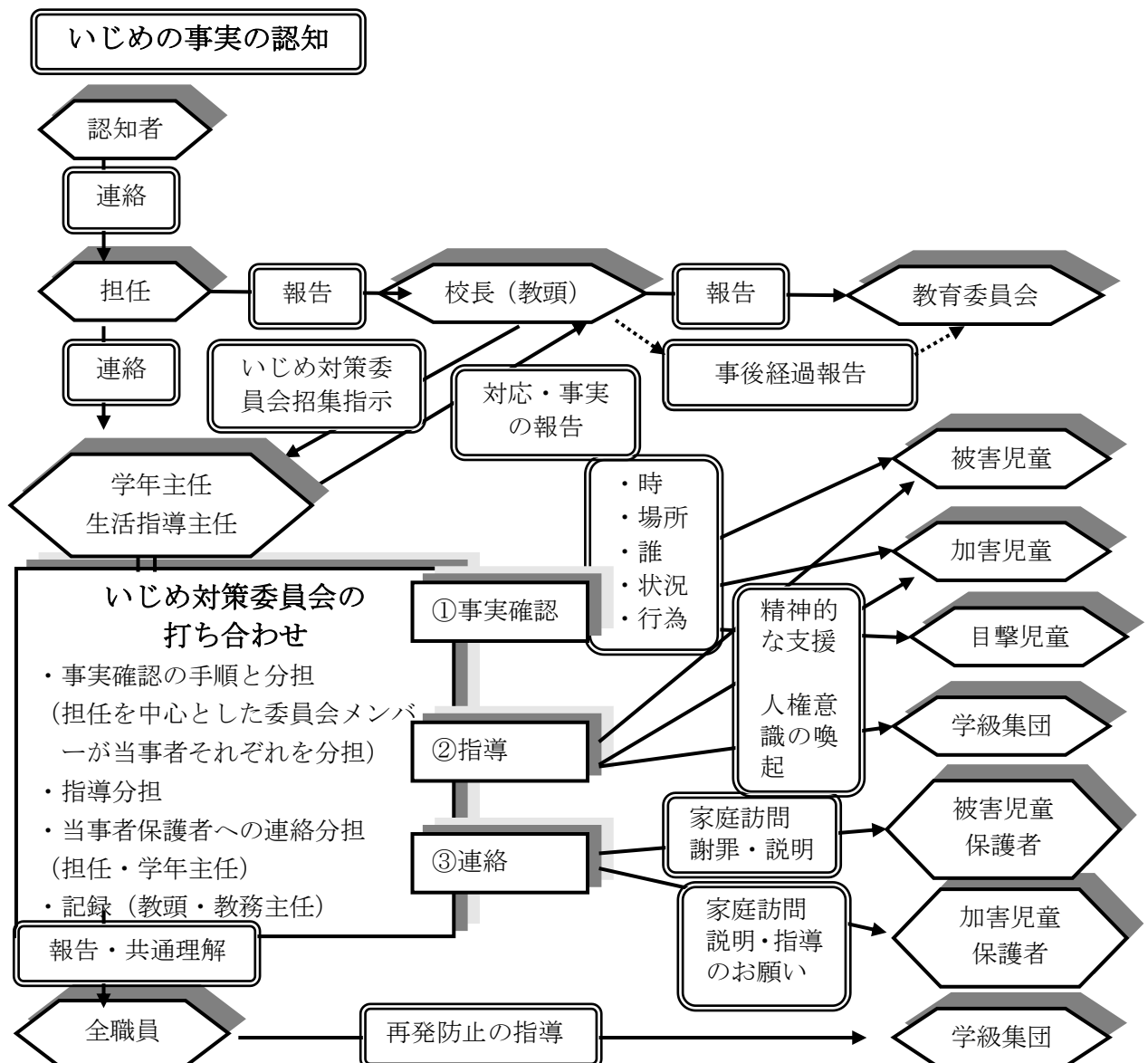
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめの未然防止に関すること（ネットモラルの指導等）
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめに問題に関する児童や保護者・地域住民の理解を深めること
- ・いじめの発生時の対応に関すること
- ・会議は定例会を月1回開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。

(3) いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
- ② 当該情報を基に、組織としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童を確実に見守って保護する。また、必要に応じ別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた児童の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携について保護者の意思を確認する。
- ⑤ いじめを行った児童へ、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む指導と、その保護者への助言及び学校との連携を継続的に行う。
- ⑥ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。
- ⑦ いじめに関係する保護者に必要な情報と学校の対応を面談して説明する。
- ⑧ その他の児童に対して、学級指導、学年集会、全校集会、課外活動等において関係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに関係する児童と保護者にかかわる情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどの重大事案については、糸魚川市教育委員会及び糸魚川警察署等と連携して対処する。

(4) いじめ防止及びいじめが起きたときの校内連絡体制

(平成28年2月加筆)



3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童が自殺を企画した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。)
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(相当の期間とは連続した5日間を目安とするが、登校しても児童が一定期間、集団に入れないような場合には重大事態の可能性を想定する。)
- ③ その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。「ズボンおろし」など

(2) 重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合の対応

ア 「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。

イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教育委員会に報告する。

オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

4 いじめ防止等のための年間計画

月	教職員の取組	児童対象	保護者・地域住民対象
4	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の検討と共通理解 ○児童の情報交換（週1回） ○いじめ対策委員会の開催（通年：月1回を基本） ○子どもを語る会① ○宇治カウンセラーや細井相談員との連携(通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○年間の目標と計画づくり ○学級組織とルールづくり ○あいさつや声かけの取組計画を児童会から提案 ○あいさつ運動・ポプラ班活動の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ見逃しゼロ県民運動（通年） ○あいさつ運動推進について広報 ○PTA活動の計画と推進（通年） ○年度初め学級懇談会
5	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の情報交換（週1回） ○ホームページへの掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツフェスティバル（団結する気持ちを高める場） ○生活（いじめ）アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問 ○スポーツフェスティバルへの支援 ○いじめ防止基本方針について広報（学校便り・ホームページ） ○学校評議員会での説明
6	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の情報交換（週1回） ○子どもを語る会② 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談 ○インターネットの健全な利用に関する指導 ○あいさつ標語の募集 ○Q-U検査① *学級生活満足度等を調べるものです 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童のインターネット利用について研修会 ○あいさつ標語の募集と優秀作品の印刷と配布 ○青少年健全育成協議会（たよりの発行）
7	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価（前期） ○児童の情報交換（週1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート ○1学期の振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区保護者懇談会 ○保護者アンケート ○期末学級懇談会 ○生活指導だよりの発行
8	<ul style="list-style-type: none"> ○児童理解研修会 ○校区内巡視（日直） 	<ul style="list-style-type: none"> ○部活動の実施（目的を意識した活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ラジオ体操の見守り
9	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の情報交換（週1回） ○子どもを語る会③ 	<ul style="list-style-type: none"> ○親善陸上大会（6年生） ○川鍋遠足（みんなで楽しむために協力する場） 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつや児童の様子について広報（学校便り）
10	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の情報交換（週1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○田沢っ子フェスティバル（互いの良さを認める場） ○生活（いじめ）アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○田沢っ子フェスティバルの参観
11	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の情報交換（週1回） ○児童理解研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談 ○Q-U検査② 	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年健全育成協議会（たよりの発行）
12	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価（後期） ○児童の情報交換（週1回） ○子どもを語る会④ 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育の視点を盛り込んだ児童会行事(クリスマス集会) ○2学期の振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者アンケート ○個別懇談 ○生活指導だよりの発行
1	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の情報交換（週1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○新年の抱負 	<ul style="list-style-type: none"> ○書初め・版画展の鑑賞
2	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の情報交換（週1回） ○子どもを語る会⑤ 	<ul style="list-style-type: none"> ○長縄跳び大会（励まし合い心を合わせる場） ○生活（いじめ）アンケート ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○長縄跳び大会の観戦 ○青少年健全育成協議会（たよりの発行） ○学校評議員会での説明
3	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価に基づく新年度体制作り 	<ul style="list-style-type: none"> ○6年生を送る会（互いに感謝の気持ちを伝える場） ○年度の振り返り ○卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ○期末学級懇談会 ○生活指導だよりの発行